

## 第14章 産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定

産業活力再生特別措置法は、平成11年10月1日に施行（同年8月13日公布）され、低生産性部門から高生産性部門への経営資源の迅速かつ円滑なシフトを図り、生産性を抜本的に改善していくための一群の政策パッケージを用意し、我が国産業活力の早期の再生を期することを目的としている。

金融庁において、平成12年7月1日以降、同法第3条第1項の規定に基づき審査した結果、同法第2条第2項第1号に規定する事業構造変更及び同項第2号に規定する事業革新を行う者として同法に定める事業再構築計画の認定が行われた。

具体的には以下のとおり。

申請者	認定日
さくら銀行	平成12年9月12日
第一勧業銀行、富士銀行、日本興業銀行、第一勧業証券、富士証券、興銀証券、第一勧業富士信託銀行、興銀信託銀行	平成12年9月12日
東京三菱銀行、三菱信託銀行、日本信託銀行、東京信託銀行	平成13年2月20日
八千代銀行	平成13年2月27日
ソニー	平成13年3月23日
北洋銀行、札幌銀行	平成13年3月26日
三和銀行、東海銀行、東洋信託銀行、三和証券、東海インターナショナル証券、三和アセットマネジメント、東海投信投資顧問、東洋信アセットマネジメント	平成13年3月29日
さくら銀行、住友銀行	平成13年3月29日
東日本銀行	平成13年3月30日
大東京火災海上保険、千代田火災海上保険	平成13年3月30日
イトーヨーカ堂、セブンイレブン・ジャパン	平成13年4月6日
近畿大阪銀行	平成13年4月25日
岐阜銀行	平成13年4月25日